

意見書

2021年9月17日

国立大学法人名古屋工業大学長

木下 隆利 殿

2021年9月1日付けをもって意見を求められた次の規則等案について、下記のとおり意見を提出します。

① 国立大学法人名古屋工業大学パートタイマー等の給与の支給基準

記

改正案の時給引き上げは少額であるが、年度途中での改正ということもあり、適当と考える。

最低賃金額は今後も毎年引き上げられていくと予想される。(今回の引き上げも、予想は可能であったはずである。) 来年度以降は、引き上げを見越して、年度途中で時給を改定する必要がないよう、年度当初から余裕をもって最低賃金額を上回る時給を設定すべきである。

国立大学法人名古屋工業大学

御器所地区事業場職員過半数代表者 市村 正也 ㊟

(選出の方法 投票による選出)